（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ホ中「第五条第六項」の下に「並びに第十二条第八項及び第九項（これらの規定を同法第十三条第三項において準用する場合並びに同法第十三条の二第四項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第三号ロ中「第十七条の五十七第二項」を「第十七条の五十六第二項」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第四条　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第十三条第二項第五号」を「第十三条第二項第六号」に改める。

（農地法施行令の一部改正）

第五条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削る。

第三条第一項中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第七号」に改める。

第十条第一項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」に改める。

第三十条第一項中「定める者」の下に「（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の四第一項に規定する地域計画の区域内にある農地又は採草放牧地の貸付けについては、当該農地中間管理機構）」を加える。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第六条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第六号の事業及び同条第二項の農業の経営の事業のうち農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画（組合が参加した同法第十八条第一項の協議の結果を踏まえ定められたものに限る。）の区域における農用地（同法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）において行うもの、法第十条第一項第八号」に改める。

第四十条に次の一号を加える。

三　農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画に農業を担う者として記載された農事組合法人にあつては、当該農事組合法人と連携して事業を行うことにより当該農事組合法人の事業の円滑化に寄与する法人（法第二条第一項に規定する農業を営む法人であるものに限る。）

（土地改良法施行令の一部改正）

第七条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二の十中「第八十七条の三第一項第三号」の下に「（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第五十条の二の十二中「第八十八条第十五項第二号」の下に「（農業経営基盤強化促進法第二十二条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

（地方税法施行令及び湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第七号」に、「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」に改める。

一　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十三条第二号

二　湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第七条第三号及び第九条第三号

附　則

この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
農林水産大臣　野村　哲郎
環境大臣　西村　明宏

航空法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十七号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百三十五条第一号」を「第百三十五条第一項第一号」に、「同条」を「同項」に改める。

第二条中「第百三十五条第二号」を「第百三十五条第一項第二号」に、「同条」を「同項」に改める。

第三条中「第百三十五条第七号」を「第百三十五条第一項第七号」に、「同条」を「同項」に改める。

第四条中「第百三十五条第十二号」を「第百三十五条第一項第十二号」に、「同条」を「同項」に、「区分ごとに」を「一者の区分に応じ」に改める。

第五条及び第六条中「第百三十五条第十三号」を「第百三十五条第一項第十三号」に、「同条第十三号」を「同項第十三号」に、「が同条」を「が同項」に改める。

第七条中「第百三十五条第二十二号」を「第百三十五条第一項第二十二号」に、「同条」を「同項」に、「区分ごとに」を「一者の区分に応じ」に改める。

第八条第一項中「第百三十五条第二十三号」を「第百三十五条第一項第二十三号」に、「同条」を「同項」に、「第百三十一条の六第一項」を「第百三十一条の四第一項」に、「第百三十一条の六第一項」を「第百三十二条の六第一項」に改める。

第九条中「第百三十五条第二号」を「第百三十五条第一項第二号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に、「又は同条第七号」を「、同項第七号」に、「が同条」を「又は同項第二十五号、第二十七号若しくは第二十八号に掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするものが同項」に、「及び第三条」を「、第三条、第九条、第十一条及び第十二条」に改め、同条を第十七条とし、第八条の次に次の八条を加える。

（機体認証に係る手数料の額）

第九条　法第百三十五条第一項第二十五号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一種機体認証　次のイからハまでに掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　法第百三十二条の十三第五項第一号に掲げる無人航空機　次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　航空の用に供した無人航空機　一機につき四万九千六百円（当該無人航空機について機体認証の申請を行う者が同時に当該無人航空機の型式と同一の型式の他の無人航空機について機体認証の申請を行う場合における当該他の無人航空機（以下この条において「追加機体」という。）にあっては、四万九千円）

(2)　(1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機　一機につき四万四千円（追加機体にあっては、四万三千四百円）